

障害者虐待防止に係る取組の 更なる推進について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

令和3年12月16日「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」中間整理より抜粋

(1) 現状・課題

- 障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者の虐待を防止することが極めて重要であることから、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めた障害者虐待防止法が平成24年10月に施行された。
- 厚生労働省が実施する障害者虐待防止法に基づく対応状況調査では、養護者虐待は警察からの通報の増加、施設従事者虐待は管理者等からの通報の増加を背景に相談・通報件数が増加の傾向にあるが、虐待判断件数は横ばいの傾向にある。一方で、通報されたものの虐待と認定されなかったものについて検討が必要との指摘がある。
- また、障害者支援に専門性を有する職員を活用し、市町村が行う立入検査体制を強化する観点から、障害者虐待防止法に基づく立入調査について、基幹相談支援センターの職員も行えるようにすることを求める意見がある。
- 障害者虐待防止法附則第2条で検討することとされている学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策については、平成29年度に「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究」において、附則第2条の関係機関における虐待防止のあり方について、通報義務に関する点を含めて検討が行われ、まずは既存の法制度において対応可能なことの充実・強化を図り、運用上の改善を進めることが適当とされた。また、同研究の検討結果を平成30年10月の障害者部会で議論した上で、この方向性に基づき、これらの機関の虐待防止の取組の充実・強化に取り組んできた（スライド26枚目参照）。

(2) 検討の方向性

- 障害者虐待の通報等を受けた場合の事実確認調査の実施や虐待判断件数について自治体間でばらつきが見られることから、障害者虐待防止法に基づく対応状況調査において、さらに分析を進める必要がある。
- 障害者支援に専門性を有する職員を活用し、市町村が行う立入検査等の強化を図るため、障害者虐待防止法第9条第1項に定める通報又は届出に対する安全の確認及び事実の確認のための措置及び同法第11条第1項に定める立入調査を基幹相談支援センターに委託（立入調査は、市町村職員としての身分を有する者に限る）可能なことを明確化する必要がある。
- 学校、保育所等、医療機関における障害者虐待の防止等の体制の在り方については、これまでの検討結果を踏まえ、より実効性のある仕組みについて、さらに検討を行う必要がある。

① 事実確認調査や虐待判断件数の自治体間のばらつきのは正について

「障害者虐待の通報等を受けた場合の事実確認調査の実施や虐待判断件数について自治体間でばらつきが見られることから、障害者虐待防止法に基づく対応状況調査においてさらに分析を進める必要がある。」とされた点について

(現状・課題)

- 令和2年度に実施した「障害者虐待防止法に基づく対応状況調査(令和元年度分)」において、障害者虐待における相談・通報に対して、自治体が「事実確認調査を行った件数の割合」及び「虐待と判断した件数の割合」に大きくばらつきがあることが判明している。(スライド9枚目参照)
 - これに対し、令和3年度調査(令和2年度分)でばらつきの原因を探るため、以下の設問を追加して調査した。
 - ・ 相談・通報に対して事実確認不要と判断した理由
 - ・ 事実確認後に虐待ではないと判断した理由
 - ・ 事実確認後に虐待の判断に至らなかった理由
 - ・ 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議(初動対応)を行う体制
 - ・ 虐待の有無の判断を行う体制と実績
- (全て複数回答)

【養護者虐待】

- 相談・通報件数6,556件に前年度から検討中の事例を加えた6,679件について、事実確認を行った事例は5,687件、事実確認不要と判断した事例は756件、検討中は72件、他部署等への引継ぎは164件。
 - ・ このうち、事実確認不要と判断した事例756件について、不要と判断した理由は、

① 相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	411件 (54.4%)
② 養護者による障害者虐待の定義に当てはまらなないと考えられる事例	145件 (19.2%)
③ 障害福祉サービス等に関する相談や質問	105件 (13.9%)
④ その他	114件 (15.1%)

① 事実確認調査や虐待判断件数の自治体間のばらつきのは是正について

○ 事実確認を行った事例5,687件に対し、虐待を受けたと判断した事例は1,768件、虐待ではないと判断した事例は2,603件、虐待の判断に至らなかった事例は1,316件。

・ このうち、虐待ではないと判断した事例2,603件について、虐待ではないと判断した理由は、

- ① 養護者による障害者虐待の定義に当てはまらないと考えられる事例 1,328件 (51.0%)
- ② 相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例 791件 (30.4%)
- ③ その他 509件 (19.6%)

・ このうち、虐待の判断に至らなかった事例1,316件について、虐待の判断に至らなかった理由は、

- ① 被虐待者等の聞き取りから、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例 1,088件 (82.7%)
- ② 養護者による障害者虐待の定義に当てはまるか確認できない事例 94件 (7.1%)
- ③ その他 153件 (11.6%)

① 事実確認調査や虐待判断件数の自治体間のばらつきは是正について

【施設従事者虐待】

○ 相談・通報件数2,865件に前年度から検討中の事例等を加えた2,912件について、事実確認を行った事例は2,475件、事実確認不要と判断した事例は248件、検討中は91件、都道府県へ調査を依頼は8件、その他は90件。

・ このうち、調査不要と判断した事例248件について、不要と判断した理由は、

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ① 相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例 | 99件 (39.9%) |
| ② サービスに対する苦情等と考えられる事例 | 65件 (26.2%) |
| ③ 施設従事者虐待の定義に当てはまらなとと考えられる事例 | 26件 (10.5%) |
| ④ その他 | 76件 (30.6%) |

○ 事実確認を行った事例2,475件に対し、虐待を受けたと判断した事例は701件、虐待ではないと判断した事例は899件、虐待の判断に至らなかった事例は875件。

・ このうち、虐待ではないと判断した事例899件について、虐待ではないと判断した理由は、

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ① 相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例 | 521件 (58.0%) |
| ② 施設従事者虐待の定義に当てはまらなとと考えられる事例 | 103件 (11.5%) |
| ③ その他 | 283件 (31.5%) |

・ このうち、虐待の判断に至らなかった事例875件について、虐待の判断に至らなかった理由は、

- | | |
|---------------------------------------|--------------|
| ① 被虐待者等の聞き取りから、虐待と判断するに足る情報を得られなかつた事例 | 808件 (92.3%) |
| ② 任意の事実確認への協力が得られなかつた | 14件 (1.6%) |
| ③ 施設従事者虐待の定義に当てはまるか確認できない事例 | 5件 (0.6%) |
| ④ その他 | 56件 (6.4%) |

① 事実確認調査や虐待判断件数の自治体間のばらつきのは正について

- 市町村が相談・通報・届出に関する対応方針（初動対応の決定）を行う体制と実績及び虐待の有無の判断を行う体制と実績について、設問を追加して調査した結果、担当部署の管理職が参加していない事例があった（手引きでは管理職の参加を必須としている）。

【養護者虐待】

- 相談・通報・届出に関する対応方針（初動対応）を協議した事例6,522件について、市町村の体制は
 - ① 担当部署の職員が参加した事例（直営の虐待防止センター職員を含む） 6,190件（94.9%）
 - ② 担当部署の**管理職**が参加した事例 5,165件（79.2%）
 - ③ 委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例 867件（13.3%）
 - ④ 上記以外（例：基幹相談支援センター職員等）が参加した事例 576件（8.8%）
- 虐待の有無の判断を行った協議件数5,687件について、市町村の体制は
 - ① 担当部署の職員が参加した事例（直営の虐待防止センター職員を含む） 5,295件（81.2%）
 - ② 担当部署の**管理職**が参加した事例 4,471件（68.6%）
 - ③ 委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例 850件（13.0%）
 - ④ 上記以外（例：基幹相談支援センター職員等）が参加した事例 689件（10.6%）

【施設従事者虐待】

- 相談・通報・届出に関する対応方針（初動対応）を協議した事例2,853件について、市町村の体制は
 - ① 担当部署の職員が参加した事例（直営の虐待防止センター職員を含む） 2,635件（92.4%）
 - ② 担当部署の**管理職**が参加した事例 2,176件（76.3%）
 - ③ 委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例 274件（9.6%）
 - ④ 上記以外（例：基幹相談支援センター職員等）が参加した事例 234件（8.2%）
- 虐待の有無の判断を行った協議件数2,475件について、市町村の体制は
 - ① 担当部署の職員が参加した事例（直営の虐待防止センター職員を含む） 2,299件（92.9%）
 - ② 担当部署の**管理職**が参加した事例 1,982件（80.1%）
 - ③ 委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例 253件（10.2%）
 - ④ 上記以外（例：基幹相談支援センター職員等）が参加した事例 243件（9.8%）

① 事実確認調査や虐待判断件数の自治体間のばらつきのは正について

- 設問を追加して調査した結果、市町村が「その他」と回答した事例について具体的な理由を確認したところ、事実確認の実施の判断や虐待の判断の場面で、以下のような必ずしも適切とは言えない理由により判断を行っている事例や、継続してフォローをする必要がある事例があった。

養護者虐待	事実確認不要とした理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護者が逆上して本人に危害が及ぶ恐れがある ・ 警察から市への通報までに、日数が経っている 等
	虐待ではないと判断した理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口論からの発展(障害者も加害している)と考えられたため ・ 国の手引きに記載している虐待例に該当しない 等
	虐待の判断に至らなかった理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ しつけと虐待の境目の案件だった ・ 被虐待者が虐待ではないと言っていた 等
施設従事者虐待	事実確認不要とした理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査に入ることでの後の事業所と利用者の関係性が損なわれる可能性があった ・ 虐待を受けたことが疑われる障害者が調査を拒んだ 等
	虐待ではないと判断した理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ (金銭の搾取が疑われる事案だが)借用書を交わしており、返済を継続できている ・ 虐待者が非を認めたため注意喚起に留まった 等
	虐待の判断に至らなかった理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待が疑われる職員、利用者の双方の言い分が一致しない ・ 該当職員が退職しており、虐待の判断が行えなかった 等

(対応の方向性)

- 追加の設問から、事実確認不要や虐待ではないと判断した理由として「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満」とする回答が多く見られた。また、虐待の判断に至らなかった理由として「被虐待者等の聞き取りから、虐待と判断するに足る情報を得られなかった」とする回答が多く見られた。

市町村担当部署は虐待防止法に基づく調査権限を有することに鑑みると、虐待の通報・届出を受け初動対応方針を決定する場面や事実確認結果に基づき虐待の認定を協議する場面には管理職が必ず参加し組織的な対応を徹底することや、担当者は相談・通報者の小さなサインを見逃さず、必要な情報を入手する努力や、訴えの背景に見逃していることがないかを探る等、障害者虐待に対し感度を高くして対応することが求められる。

また、上記の表のとおり、「その他」の回答からは必ずしも適切とは言えない理由により判断を行っている事例や、継続してフォローをする必要がある事例が見られた。

- これらを踏まえ、障害者虐待の相談・通報の受付や事実確認を担う自治体職員に向けて、虐待の判断に迷ったり、事実確認不要と判断しやすい具体的な場面等について、とるべき対応や留意点をまとめ、周知することとしてはどうか。

令和3年度 障害者虐待防止法に基づく対応状況調査結果(令和2年度分) 抜粋
「相談通報件数」に対する「事実確認調査を行った件数」及び「虐待と判断した件数」の割合

図1：養護者による障害者虐待における、「相談・通報・繰越件数」と「事実確認調査を行った事例」の比較

上位					下位				
		① 相談・通報 ・繰越件数	② 事実確認 調査件数	②/①			① 相談・通報 ・繰越件数	② 事実確認 調査件数	②/①
1	栃木県	163件	156件	96%	47	大分県	215件	103件	48%
2	石川県	294件	280件	95%	46	秋田県	109件	80件	73%
3	福島県	326件	309件	95%	45	熊本県	308件	227件	74%
4	佐賀県	172件	159件	92%	44	茨城県	313件	233件	74%
5	福井県	184件	169件	92%	43	群馬県	260件	200件	77%

※H28年度～R2年度の5カ年分を合計し比較

図2：養護者による障害者虐待における、「相談・通報・繰越件数」と「虐待判断件数」の比較

上位					下位				
		① 相談・通報 ・繰越件数	② 虐待判断件数	②/①			① 相談・通報 ・繰越件数	② 虐待判断件数	②/①
1	京都府	413件	223件	54%	47	大分県	215件	21件	10%
2	神奈川県	979件	469件	48%	46	大阪府	5,807件	937件	16%
3	滋賀県	738件	344件	47%	45	北海道	1,753件	330件	19%
4	栃木県	163件	73件	45%	44	高知県	119件	27件	23%
5	福島県	326件	143件	44%	43	群馬県	260件	64件	25%

※H28年度～R2年度の5カ年分を合計し比較

② 市町村が行う立入検査等の強化のための対応について

「障害者支援に専門性を有する職員を活用し、市町村が行う立入検査等の強化を図るため、法第9条第1項に定める通報又は届出に対する事実の確認のための措置及び法第11条第1項に定める立入調査を基幹相談支援センターに委託（立入調査は、市町村職員としての身分を有する者に限る）可能なことを明確化する必要がある。」とされた点について

（対応の方向性）

- 「「障害者虐待防止法に関するQ & Aについて」の一部改正について」（令和3年12月24日事務連絡）を发出。法第9条第1項に定める通報又は届出に対する事実の確認のための措置は基幹相談支援センターに委託可能であること（法第11条第1項に定める立入調査については、基幹相談支援センターが行う場合は、市町村が自ら設置する基幹相談支援センターの職員のうち、市町村職員としての身分を有する者に限り可能である旨）を周知した。

「「障害者虐待防止法に関するQ & Aについて」の一部改正について」（令和3年12月24日事務連絡）※部分の抜粋

（事実確認及び立入調査の委託）

問5 障害者虐待防止法第9条第1項に定める通報・届出に対する安全確認や事実確認の業務及び障害者虐待防止法第11条第1項に定める立入調査を基幹相談支援センターに委託することは可能か。

（答）

- 市町村が、障害者虐待防止法第9条第1項に定める養護者による障害者虐待の通報又は届出を受けた障害者の安全の確認及び通報又は届出に係る事実の確認のための措置について、基幹相談支援センターに委託することは差し支えない。
ただし、障害者虐待防止法第11条第1項に定める立入調査は、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合に、公権力の行使として市町村が行うものであるため、基幹相談支援センターが行う場合であっても、市町村が自ら設置する基幹相談支援センターの職員（市町村職員としての身分を有する者に限る。）が行う必要がある。
また、養護者による虐待により生命又は身体に重大な危険が生じている可能性があると考えられる場合は、事実確認の流れの中で一体的に立入調査を行う可能性があるため、その場合は、障害者虐待防止法第9条第1項の事実確認についても、立入調査権を持つ市町村（市町村が自ら設置する基幹相談支援センターを含む。）が自ら行う必要がある。
なお、市町村から委託を受けた基幹相談支援センターの職員（市町村職員としての身分を有しない者）が、市町村が行う立入調査に同行することは差し支えないが、あくまで調査対象者の同意の下に立ち入るものであることに留意すること。
また、市町村障害者虐待防止対応協力者に委託することができる業務は、障害者虐待防止法第33条に規定されているとおりであり、障害者虐待防止法第9条第1項に定める養護者による障害者虐待の通報又は届出を受けた場合の安全確認や事実確認及び障害者虐待防止法第11条第1項に定める立入調査は含まれていない。

③ 学校、保育所等、医療機関における障害者虐待の防止等の体制の在り方について

「学校、保育所等、医療機関における障害者虐待の防止等の体制の在り方については、これまでの検討結果を踏まえ、より実効性のある仕組みについて、更に検討を行う必要がある。」とされた点について

(現状)

- 学校、保育所等、医療機関については、障害者を含めた児童・生徒、患者等に対し、未然防止の体制整備、疑わしい事案が発生した際の報告と対応、改善・指導等、一定の虐待防止に資する仕組みが設けられている。(スライド14~25枚目参照)

○学校における未然防止策について

- ・ 体罰の未然防止のため、局長通知において、教育委員会は、研修の実施や教員向けの指導資料の作成に取り組むこと、教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が相談できる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要としている。
- ・ 性的虐待の防止のため、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を昨年公布し(令和4年4月1日施行)、国が特定免許失効者等に関するデータベースの整備、定期的な調査、相談体制の整備等に取り組んでいる。
- ・ 不適切な指導の防止のため、課長通知において、学級担任・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込むのではなく、関係教職員が一体となり、学校として組織的に対応すること等が必要としている。

○学校における対応について

- ・ 体罰の発生時は教育委員会は校長に対し、体罰を把握した場合には直ちに報告するよう求めること、疑われる事案があった場合には、教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒、保護者、必要に応じて第三者の協力を得るなど事実関係の正確な把握に努めることとしている。
- ・ 性的虐待に対する措置としては、相談を受けた者は速やかに学校又は学校の設置者へ通報すること、犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報すること、学校の設置者は専門家の協力を得て自ら調査を実施することとしている。
- ・ 不適切な指導に対する措置としては、不適切な対応等を原因として児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が発生した際には、学校及び学校の設置者は、調査を実施することとしている。

③ 学校、保育所等、医療機関における障害者虐待の防止等の体制の在り方について

○保育所等

- ・ 不適切な保育の未然防止のため、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切な保育に関する対応について」において作成した「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」において、市区町村及び都道府県に、どのような関わりが適切又は不適切であるのか判断するための考え方を整理し、チェックリスト・ガイドラインの配布や研修の実施が求められるとしている。
- ・ また、市区町村及び都道府県は、保育士等や保護者が保育に対して違和感を感じた場合に、相談先となる窓口を設置しておくこと、保育所は、不適切な保育が疑われる事案を把握した場合に、行政への情報提供を迅速に行えるよう、自治体における相談先を把握し、保育士等へ相談先の周知を行うこととしており、これらの内容について、自治体宛に周知している。

○医療機関

- ・ 虐待が疑われる行為の未然防止のため都道府県等が人権擁護に関する相談窓口（医療安全支援センター、保健所、人権擁護委員、みんなの110番等）を設けその周知を図っている他、精神科医療機関における虐待防止等の取り組み事例を周知する等、虐待が疑われる事案の発生防止や取組強化に努めることとしている。
- ・ 虐待が疑われる事案が発生した場合には、都道府県等は速やかにその概況を報告するよう周知徹底すると共に、当該精神科医療機関と連携して再発防止に努めることとしている。

○ 「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度）においては、学校では、いじめや虐待等に関する相談窓口の設置と児童生徒、保護者への周知、保育所等では、虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築、医療機関では、虐待防止のための職員行動指針の策定、掲示等の間接的防止措置がとられていることがわかった。（スライド27～29枚目参照）

○ これを受け、同研究で把握された「学校・保育所等・医療機関における障害者に対する虐待防止措置の取組参考例」を自治体向けに周知した。（令和3年9月16日事務連絡、スライド30～34枚目参照）

③ 学校、保育所等、医療機関における障害者虐待の防止等の体制の在り方について

(対応の方向性)

- 学校、保育所等、医療機関については、障害者を含めた児童・生徒、患者等に対し、一定の虐待防止に資する取組が行われていることから、引き続き連携を図りながら障害者を含めた虐待防止の取組を進めて行くこととしてはどうか。

なお、精神科医療機関においては、近年の虐待事案を踏まえ実地指導の強化等の取組が行われているほか、現在開催している「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」において、虐待防止や権利擁護等についても議論される予定であることから、この検討結果を踏まえて対応することとしてはどうか。

学校における対応状況

（「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の決定について」（平成25年3月13日文科省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）より）

（関係法令）

○学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

（未然防止の体制整備）

（体罰の防止）

- ①教育委員会は、研修の実施や教員向けの指導資料の作成に取り組む。
- ②学校は、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等や生徒指導担当教員を中心に指導体制を常に見直すこと。
- ③校長は、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備すること。
- ④教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談できる体制を整備し、相談窓口の周知を図ること。

（発生後の改善・指導等）

- ①教育委員会は、体罰を行ったと判断された教員等については、体罰が学校教育法に違反するものであることから厳正な対応を行うことが必要。
- ②校長は、体罰を把握した場合、直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告すること。

（体罰の定義）

- ・懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は体罰に該当する。

（疑わしい事案が発生した時の対応）

（体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底）

- ①教育委員会は校長に対し、体罰を把握した場合には直ちに報告すること。体罰が疑われる事案があった場合は、教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者、必要に応じ第三者の協力を得る等事実関係の正確な把握に努めること。
- ②校長は、教員に対し、体罰を行った場合や目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、事実関係の把握のために必要な体制を整備すること。また、教員や児童生徒、保護者等からの報告・相談があった場合は教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により事実の正確な把握に努めること。

（把握状況）出典：「体罰の実態把握について」

○体罰の状況（幼稚園、小・中・高、特別支援学校等）

	（総計）		（左の内、特別支援学校）	
R2	453校	485件	18校	19件
R1	635校	685件	22校	22件
H30	697校	767件	19校	20件
H29	699校	773件	13校	13件
H28	747校	837件	18校	28件
H27	823校	890件	20校	22件
H26	1,007校	1,126件	28校	33件
H25	3,031校	4,175件	37校	39件

区分		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
①場面	授業中・保育中	1,372	451	317	311	278	280	306	217
	放課後	421	95	77	77	85	49	49	37
	休み時間	500	126	102	90	75	80	76	54
	部活動	1,241	246	199	198	184	192	153	93
	学校行事	166	52	44	30	42	30	20	13
	ホームルーム	137	41	43	23	26	35	20	17
	その他	338	115	108	108	83	101	61	54
	合計	4,175	1,126	890	837	773	767	685	485
②態様	素手で殴る・叩く	2,443	611	533	461	405	362	333	224
	棒などで殴る・叩く	258	62	44	45	38	42	34	35
	蹴る・踏みつける	413	140	91	89	73	79	87	59
	投げる・突き飛ばす・転倒させる	160	90	65	73	65	66	55	33
	つねる・ひっかく	277	30	26	26	24	29	24	15
	物をぶつける・投げつける	-	40	28	23	62	34	23	18
	教室等に長時間留め置く	-	2	4	3	2	1	2	1
	正座など一定の姿勢を長時間保持させる	-	36	9	17	13	25	15	8
	その他	624	115	90	100	91	129	112	92
	合計	4,175	1,126	890	837	773	767	685	485

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要 ※令和3年6月4日公布

骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、基本理念（**学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等**）、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（**データベースの整備等**）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 一部の規定を除き、**法の施行日を令和4年4月1日**とする政令を公布。（※データベース関係の規定は、法の公布の日から起算して二年以内に施行。）

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等：

- ① 児童生徒等に性交等をする事又は性交等をさせること
 - ② 児童生徒等にわいせつ行為をする事又はわいせつ行為をさせること
 - ③ 児童ポルノ法違反、④ 痴漢行為又は盗撮行為、⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を条文で列挙。
※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**
 - ・ 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**
 - ・ 国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施
 - ・ 教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**
 - ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**
 - ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**
 - ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・ 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援**
 - ⇒ 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等について準用

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**
 - ・ 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**
 - ・ 都道府県教委に設置
 - ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

教育職員等による性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況（場面）

（単位:人）

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
授業中	10	14	13	22	19	19	20	13
放課後	16	16	22	29	27	29	23	18
休み時間	12	14	7	14	11	14	16	18
部活動	5	9	12	14	10	17	10	6
学校行事	1	4	1	5	4	2	6	-
通勤時間中	10	9	6	6	6	7	3	6
長期休業期間中	9	4	10	10	8	14	9	4
その他勤務時間外	142	135	153	126	125	180	186	135
合計	205	205	224	226	210	282	273	200

※上記の数字には、障害者や児童生徒等以外に対する性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等も含む。

学校における対応状況

「池田町における自殺事案を踏まえた生徒指導上の留意事項について（通知）」より

（不適切な指導の定義）

- ・児童生徒の特性や発達の段階を十分に考慮することなく、いたずらに注意や叱責を繰り返すこと 等

（未然防止の体制整備）

（不適切な支援の防止）

- ①複雑化・多様化する児童生徒の抱える課題を解決するためには、学級担任・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込むのではなく、関係教職員が一体となり、学校として組織的に対応すること。
- ②教職員一人一人が就学前段階から高等学校段階までのつながりの中での各学校種の役割を認識して計画的に指導を行うとともに、学校種を超えた連携を深め、各学校において適切な関わりができるよう情報の共有を行うこと。
- ③保護者との間で学校だよりや学級・学年通信など、あるいはPTAの会報、保護者会等により相互の交流を深めること。また、地域住民に学校だより等を配布し、学校としての指導方針や教育活動の現況を広報したり、地域懇談会や関係機関等との懇談会などを通して交流と連携を深めたりする等の取組が必要であること。

（事案が発生した時の対応）

- ①校長のリーダーシップの下、指導方針を明確に示し、問題が深刻化する前に組織的かつ迅速に対応することが重要であること。
- ②不適切な対応等を原因として児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が発生した際には、学校や学校の設置者は、調査を実施し、再発防止に努めること。
- ③学校の設置者は、所管の学校における生徒指導が適正に行われているかどうかについて、平素から校長及び教職員と連携を取り、各学校の課題等について常に学校と情報を共有し、必要に応じて速やかに指導、助言又は援助を行うこと。

保育所等における虐待防止の取組

(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切な保育に関する対応について」事業報告書,令和3年3月より)

(関係法令)

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

(虐待等の禁止)

第9条の2 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(未然防止の体制整備)

(不適切な保育に関する認識の共有)

- ①施設長及び組織のリーダー層には、保育士一人一人が子どもの人権・人格を尊重する保育や、不適切な保育に抵触する接し方等について、認識共有の徹底や職員同士の気づきの促進を果たす役割がある。
- ②市区町村及び都道府県には、どのような関わりが適切又は不適切であるのか判断するための考え方を整理する役割があり、チェックリスト・ガイドラインの配布や研修の実施が求められる。

(不適切な保育を生じさせない職場環境等の整備)

- ①施設長及び法人の責任者の重要な責務は、適切な保育を実施出来る環境・体制の整備である。
- ②市区町村及び都道府県は、適切な保育の実施が確保されるよう、必要に応じ助言・指導をはじめとした支援を行うことが期待される。

(発生後の改善・指導等)

(事実確認後の対応(改善計画及びそれを支える指導))

- ①保育所は、個人の問題として捉えるのではなく組織全体の問題として捉え原因究明や改善に向けた計画等の検討を行う。
- ②保育所は、子どもの心のケア、保護者への丁寧な説明が求められる。
- ③市区町村及び都道府県は、改善計画の立案を支援・指導すること、また取組の継続的な支援が求められる。

(不適切な保育の行為類型)

- ①子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- ②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- ③罰を与える・乱暴な関わり
- ④子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- ⑤差別的な関わり

(疑わしい事案が発生した時の対応)

(不適切な保育が疑われる事案の把握)

- ①保育所は、保護者や保育士が保育に対し何らかの違和感を感じた場合に気軽に相談できる担当者を設けておくことは不適切な保育の早期発見・改善の機会となる。
- ②市区町村及び都道府県は、保育に対して違和感を感じた場合に、相談先となる窓口を設置しておくことが考えられる。窓口を設置しない場合においても相談先となる部署の連絡先を周知することが望ましい。
- ③保育所は、不適切な保育が疑われる事案を把握した場合に、行政へ情報提供を迅速に行えるよう、自治体における相談先を把握し、保育士等へ相談先の周知を行うことが考えられる。

(事実確認)

- ①保育所は、不適切な保育が疑われる事案を把握した場合、事実関係や要因等に関する情報を収集し、市区町村・都道府県に情報提供し対応を協議する。
- ②行政は、提供された情報を踏まえ事実関係を把握することはもちろん、不適切な保育が行われたと判断する場合は、その要因を分析し理解すると共に、改善に向けての課題を丁寧に把握する。

児童をわいせつ行為から守る環境整備 (児童福祉法等の一部を改正する法律(案)により対応予定)

改正事項		保育士(児童福祉法)(現行)	教員(教育職員免許法等)	保育士(児童福祉法)(見直し案)
① 欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	執行を終わった日等から起算して 2年	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 2年	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 3年
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して 2年	免許状失効等の日から 3年	登録取消の日から起算して 3年
② 登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 (わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている)	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・わいせつ行為を行ったと認められる場合
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
③ わいせつ行為を行った者の再登録等の制限	欠格期間経過後は再登録の申請が可能	わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる(※)	わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者等については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる	
④ わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握(データベースの整備)	—	わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する(※)	わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者等の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する	

⑤ そのほか、わいせつ行為を行ったベビーシッターについては、児童福祉法に基づく事業停止命令等の情報について公表できること等を規定することにより、利用者への情報提供を図る。

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。
※ 法の規定に基づく対応

不適切保育に関する対応についての調査研究（概要）

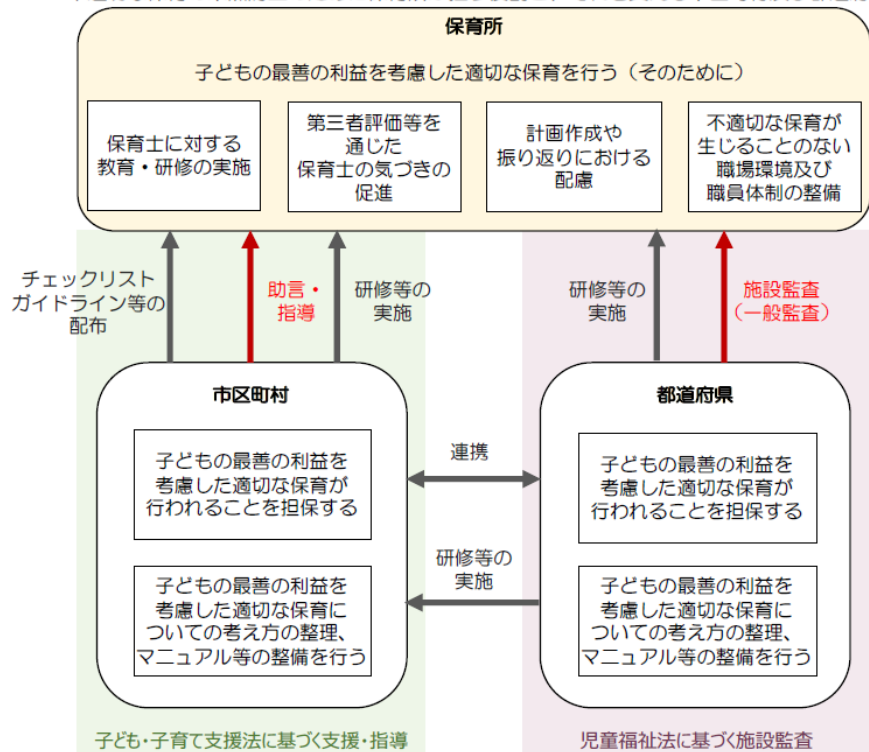
（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）

I. 不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き

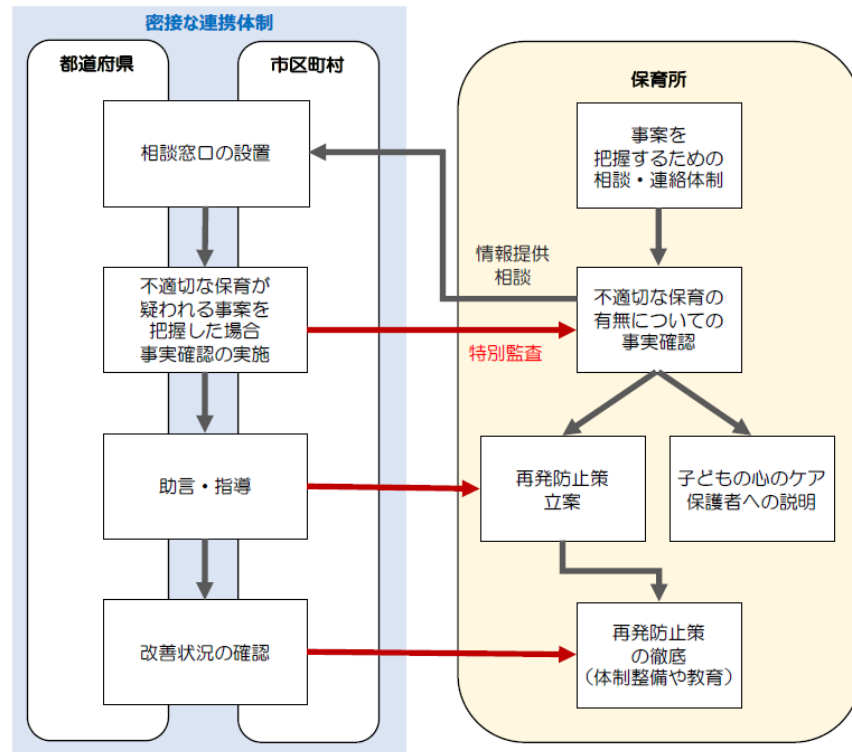
※ 本手引きにおいては、「不適切な保育」の範囲を「保育所での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」と解している。

<不適切保育に関する関係者の役割分担と連携体制>

不適切な保育の未然防止のために保育所が担う役割と、それを支える市区町村及び都道府県



不適切な保育が疑われる事案発生時の市区町村及び都道府県、保育所が担う役割



II. 事例集

- ・不適切保育予防と発生時の対応 – 基本的な保育に対する認識の共有と、園全体の改善 – (神奈川県横浜市)
- ・「保育所における人権擁護等に関するチェックリスト」の整備と地域の保育事業者への支援体制 (宮城県仙台市)
- ・「保育の質ガイドブック」を活用した質の高い保育の維持と支援体制 (神奈川県川崎市)
- ・「西東京市保育の質のガイドライン」整備と基幹型保育園の設置 (東京都西東京市)
- ・「保育の質ガイドライン」の整備と保育の質の向上を推進するための取り組み (東京都八王子市)

Ⅲ. 実態調査

● 不適切な保育に関する事案の令和元年度の把握実績

- ・ 不適切な保育が疑われる事案の事実確認を行った自治体（16.5%、175自治体）のうち、不適切な保育の事実が確認された自治体は9.0%（96自治体）、件数は全国計で345件。
- ・ 確認された不適切な保育に該当した行為類型は、「罰を与える・乱暴なかかわり」が最も多く、「子ども一人一人の人格を尊重しないかかわり」や「物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ」が続いた。
- ・ 確認された不適切な保育の事例については、9割以上の自治体が何らかの是正のための対応を取っていた。

● 不適切な保育の未然防止及び発生時への備えについての取り組み

- ・ ガイドラインやマニュアルを作成している自治体はごく一部
- ・ チェックリストを作成している自治体は、都道府県が11.1%、政令市等が21.0%、それ以外の市区町村が9.3%

● 発生時の対応体制

- ・ 事実確認のプロセスを明確に定めているのは、都道府県が11.1%、政令市等が8.6%、それ以外の市区町村は8.5%

● 都道府県と市区町村の連携体制

- ・ 市区町村/都道府県との情報共有に関する手順が定められているのは、都道府県で8.9%、市区町村においては、ごく一部（共有自体は状況に応じて実施）

医療機関における虐待防止の取組

(関係法令)

○医療法

第1条の2 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

(未然防止の体制整備)

- ①都道府県は、精神科医療機関における虐待防止等の取組事例を周知する等、虐待が疑われる事案の発生防止や取組強化に努めること(※1)
- ②都道府県は、年1回実施する実地指導において、病院職員や入院患者に対して、虐待が疑われる事案についても聞き取りを行うなど、その把握の徹底に努めること。(※1)

(取組事例※2)

- ①自治体が主催する虐待等の防止に関する研修に管理者が参加
- ②人権擁護に関する相談窓口(医療安全支援センター、保健所、人権擁護委員、みんなの110番等)の周知
- ③精神科入院患者への処遇改善請求窓口、人権擁護主幹部局の相談窓口等の周知
- ④虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築、マニュアル作成

○精神保健福祉法

第38条の7 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院に入院中の者の処遇が第36条の規定に違反していると認めるとき又は第37条第1項の基準に適合していないと認めるときその他精神科病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該精神科病院の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。

(疑わしい事案が発生した時の対応)

- ①都道府県等は、虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかにその概況を報告するよう管内精神科医療機関に対し周知徹底するとともに、各都道府県等においても早期に事案の詳細を把握し、当該精神科医療機関と連携して再発防止に努めること。(※1)
- ②都道府県等は、法律上適正を欠く疑いのある精神科病院に対して実地指導を行う場合には、(中略)、入院中の者に対する虐待が強く疑われる緊急性が高い場合等については予告期間なしに実施できること。(※3)
- ③都道府県等は、人権の保護に関する聞き取り調査については、入院中の者に対する虐待が疑われる事案を含め、病院職員に対するものだけでなく、入院患者に対しても適宜行うようにすること。(※3) 等

※1 「精神科医療機関における虐待が疑われる事案に対する対応について」,

令和2年7月1日 精神・障害保健課事務連絡

※2 「障害者に対する虐待防止措置の取組事例の周知について」,令和3年9月16日 障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡

※3 「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」の一部改正について」,令和3年1月13日 障害保健福祉部長通知一部改正

※4 「精神科医療機関における虐待が疑われる事案の把握結果」,令和2年4月 精神・障害保健課調べ

医療安全支援センターにおける相談件数・内訳

(単位:件)

		H 2 7	H 2 8	H 2 9	R 1	R 2
受付	受付総数	107,518	106,811	106,273	112,476	109,823
	相談件数	62,060	65,874	64,639	72,109	71,009
	苦情件数	43,482	38,921	39,848	38,682	35,851
	その他					2,963
受付 内容	①医療行為・医療内容	26,273	27,392	27,521	26,438	23,661
	②コミュニケーションに関すること	14,668	14,608	15,120	15,989	15,670
	③医療情報の取扱	3,595	3,617	4,155	4,120	3,641
	④医療機関等の施設	1,558	1,729	1,265	1,693	2,522
	⑤医療機関等の紹介、案内	17,036	15,512	15,360	15,766	14,743
	⑥医療費（診療報酬等）	7,848	7,856	7,190	7,230	7,059
	⑦医療知識を問うもの	24,136	23,512	23,004	24,357	25,349
	⑧その他	14,812	15,028	15,504	17,115	18,130
傾聴後 の対応	問題点整理の援助・説明など	78,471	78,089	77,087	84,990	81,202
	他課や関係機関等の紹介	17,712	17,109	16,416	16,800	16,596
	当該医療機関への連絡	8,609	8,618	8,095	8,871	8,142
	立ち入り検査部門への引継	912	984	980	677	518

※上記の数字は、都道府県医療安全支援センター、保健所設置市区医療安全支援センター、二次医療圏医療安全支援センター、保健所設置市区（相談窓口のみ）をまとめたもの。

精神科医療機関における虐待が疑われる事案の把握結果

○過去5年間（平成27年度～令和元年度）に、各自治体において把握している虐待が疑われる事案について確認したところ、以下の傾向が見られた。また、各医療機関および自治体の主な取組状況の事例を取りまとめた。

（出典：令和2年4月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課調べ）

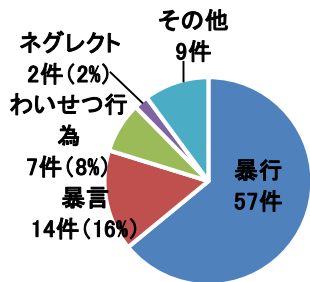
事案報告概況

〈事案報告自治体〉【31自治体/67自治体】※都道府県47+政令指定都市20

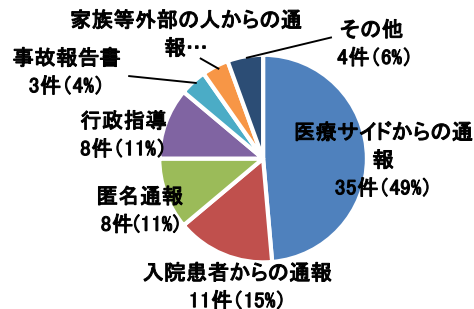
〈把握件数〉72件(平成27年度～令和元年度の累計)

※以下、重複回答あり

〈事案種別〉



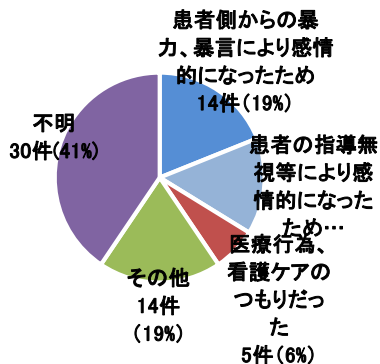
〈事案把握の契機〉



〈事案に対する医療機関の改善措置内容〉

- ・職員研修の計画・実施、再教育、受講啓発
- ・加害者職員の処分（懲戒、配置換え、指導等）
- ・虐待防止マニュアルの作成、改編
- ・安全な環境の構築（院内ラウンド等）
- ・各種委員会の設置、協議（虐待防止、危機管理等）

〈動機・原因〉



〈事案に対する自治体の対応〉

- ・現地調査（立入調査）
- ・病院へ事実確認（の要請）
- ・改善結果報告書の提出指示
- ・再発防止策の提出要請
- ・再発防止を促す書面通知
- ・処遇改善命令
- ・警察に相談するよう指導
- ・臨時医療監視
- ・事後対応確認

各医療機関の取組状況

〈発生防止〉

●研修・勉強会

・職員との感情コントロールやコミュニケーションスキルの向上をターゲットとした研修（アンダーマネジメント・アサーショントレーニング・包括的暴力防止プログラム〈CVPPP※〉）の実施

※包括的暴力防止プログラム〈CVPPP：Comprehensive Violence Prevention and Protection Programme〉とは、病状により不穏・興奮状態にある患者に対し、尊厳を守り安全を確保しながら、専門的な知識、技術に基づいた包括的に対処できる技能の習得を目指したプログラム

・人権研修の実施（「医療倫理と患者の権利」「理性と感情で揺れ動く意思決定をどのように支援するのか」「患者の粗暴な言動への理解と対応」等）

・報道された虐待事例をなるべく早くトピックに上げ、グループワークで体験的気付きを促し、研修後にアンケートを全体へフィードバックして情報共有

●各種委員会・会議の設置・開催

- ・保健所職員、弁護士、家族会等の外部委員を招聘し、人権擁護委員会を開催
- ・「患者中心の病院づくり委員会」の開催(月1回開催)

●マニュアル作成

- ・虐待防止、発生時対応のマニュアル作成

〈早期発見〉

●聞き取り・アンケート調査

- ・入院患者への人権に関するアンケート実施
- ・委員会による患者本人の聞き取り
- ・接遇に関する自己チェックアンケートの実施
- ・職員への定期的なヒアリング

●院内チェック体制の整備

- ・週1回の病棟見回りによる状況把握
- ・職員相互の対応が確認できる仕組みづくり
- ・内部通報制度の適用
- ・実習生の受け入れなどを行い外部の目が入ることへの取組

検討の範囲・対象の設定

- 附則第2条の規定のうち、学校、保育所等、医療機関、官公署等（以下「附則第2条関係機関」という。）における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策について検討
- そのうち、本事業では、障害者虐待防止の実効性を高める方策の検討を目的に、**附則第2条関係機関における虐待防止のあり方について、通報義務に関する点も含めて検討**

検討結果のポイント

（1） 附則第2条機関を通報義務に含めることについての課題の整理

- ① 障害の有無に関係なく利用する機関においては、障害者への虐待のみが通報対象となる不整合が生じる。
- ② 各機関における虐待に類似した事案を防止する学校教育法や精神保健福祉法等の既存法令と重複する部分の調整の必要性が生じる。

（2） 既存の法制度において対応可能なことの充実・強化

- ①、② 障害者虐待防止法上の間接防止措置（研修の実施、相談体制の整備）の実効性の確保
- ③ 附則第2条関係機関における虐待に類似する情報（体罰、重大事故等）の把握、蓄積、公表
- ④ 学校教育法における体罰禁止の規定や障害者差別解消法による合理的配慮規定など、既存法令で対応可能な点の周知徹底

（3） 障害者虐待対応における運用上の工夫

- ① 自治体の虐待防止担当部署と附則第2条関係機関との日頃からの関係づくりの促進
- ② 国手引き（マニュアル）等における関係づくりのノウハウや引継先との効果的な連携方法などの紹介

「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」 概要

1. 概要

(令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所)

障害者虐待防止法第29条、第30条、第31条では、学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に対して、いわゆる「間接的防止措置」を規定している。しかし、実際にはその取組実態は明らかにされていない。こうした現状をもとに、学校、保育所等、医療機関における障害者虐待防止の実効性を高めることを目的に、当研究事業を実施。

2. 事業内容

- (1) 学校、保育所等、医療機関における障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み等既存の法制度の整理
- (2) 自治体の所管部署を対象にアンケート調査を行い、管理者等へ行っている虐待防止の推進に向けた取組概要の把握

教育委員会等	保育所等所管部署	医療機関所管部署	合計
1,905カ所	1,788カ所	134カ所	3,827カ所

- (3) 自治体の所管部署を対象にヒアリング調査を行い、管理者等へ行っている取組の具体的な内容や工夫等を把握

教育委員会等	保育所等所管部署	医療機関所管部署	合計
2カ所	3カ所	2カ所	7カ所

- (4) 検討委員会の委員に対するヒアリング調査

3. 検討結果

- (1) 障害者虐待防止法第29条から第31条までの規定における、いわゆる「間接的防止措置」の呼称変更
 - ・「間接的防止措置」の呼称を廃止し、「各機関における虐待や不適切行為等の防止措置」に呼称を変更するべき
- (2) 障害者虐待防止法所管官庁、所管部署の役割推進
 - ・各機関を利用する障害者の虐待通報があった場合、通報義務のある障害者虐待に該当しないことを理由に、通報を受け付けないという対応はとらない
 - ・虐待防止法担当部署から、学校、保育所等、医療機関で起きた虐待事案に対応すべき各所管部署への確実な引き継ぎ
 - ・実際に通報があった場合の対応や連絡、引き継ぎ方法をあらかじめ確立しておく
 - ・学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に求められる虐待防止措置の実施状況の把握、適切な実施要請
 - ・虐待防止に資する取組に関する適切な情報提供

「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」 推進体制

(令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所)

■委員

五十音順、敬称略 (◎：委員長)

氏名	分野	所属
市川 裕二	学校	都立あきる野学園 校長 (全国特別支援学校校長会会長)
江澤 和彦	医療機関	日本医師会 常任理事
小山 聡子	障害者虐待	日本女子大学 人間社会学部長 社会福祉学科 教授 (日本障害者虐待防止学会 理事長)
川崎 勝久	学校	新宿区立花園小学校・幼稚園 校園長 (全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長)
◎曾根 直樹	障害者虐待	日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科 (専門職大学院) 准教授 (日本障害者虐待防止学会 副理事長、事務局長)
高谷 俊英	保育所等	公益社団法人 全国私立保育園連盟 常務理事
玉井 邦夫	学校	大正大学 心理社会学部 臨床心理学科 教授
中島 公博	医療機関	医療法人社団 五稜会病院 理事長 (日本精神科病院協会 理事)
松井 剛太	保育所等	香川大学教育学部 准教授
山下 洋	医療機関	九州大学病院 子どものこころの診療部 特任准教授

■オブザーバー

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課
 厚生労働省 医政局 総務課
 厚生労働省 子ども家庭局 保育課
 厚生労働省 子ども家庭局 総務課少子化総合対策室
 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課
 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室

■事務局

一般財団法人 日本総合研究所

アンケート調査、ヒアリング調査の結果からの考察

※令和2年度障害者総合推進事業「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」より一部抜粋

学校について

・・・第29条（就学する障害者に対する虐待の防止等）

- ・これらの結果からは、都道府県及び市町村の学校を所管する部署が、学校の長に対して行っている、就学する児童・生徒等に対する虐待防止を推進することを目的とした既存の取組が、就学する障害者への虐待防止の取組や体制整備としても包含されている（＝障害者虐待防止法第29条で規定する「間接的防止措置」にも重なっている）ということができる。
- ・「障害者虐待防止法第29条において、学校の長に対して、「就学する障害者」のみを虐待防止の対象とする意見」からも「障害の有無によって虐待防止の必要性に変わりはない」と考えている一方で、「自ら被害を訴えることが難しい障害児・者に対する特別な配慮が必要」という記載がみられることから、この考え方にもとづいて学校運営に対する指導や研修、環境整備がなされていることがうかがえる。

保育所等について

・・・第30条（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

- ・これらの結果からは、都道府県及び市町村の認可保育所を所管する部署が認可保育所の長に対して行っている、保育所等に通うすべての児童に対する虐待防止を推進することを目的とした既存の取組が、保育所等に通う障害者への虐待防止の取組や体制整備としても包含されている（＝障害者虐待防止法第30条で規定する「間接的防止措置」にも重なっている）ということができる。
- ・「障害者虐待防止法第30条において、保育所等の長に対して、「保育所等に通う障害者」のみを虐待防止の対象とする意見」からも「障害の有無によって虐待防止の必要性に変わりはない」と考えている一方で、「自ら被害を訴えることが難しい障害児に対する特別な配慮が必要」という記載もみられることから、この考え方にもとづいて保育所の運営支援や巡回相談、環境整備がなされていることがうかがえる。

医療機関について

・・・第31条（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）

- ・今回のアンケート調査における都道府県及び指定都市における医療機関を所管する部署からの回答数が少なかったものの、「障害者虐待防止法第31条において、医療機関の管理者に対して、「医療機関を利用する障害者のみ」を虐待防止の対象とする意見」からも「障害の有無によって虐待防止の必要性に変わりはない」と考えている一方で、「自ら被害を訴えることが難しい障害者に対する特別な配慮が必要」という記載が多くみられることから、医療機関を利用するすべての人に対する虐待防止を推進することを目的とした既存の取組が、医療機関を利用する障害者への虐待防止の取組や体制整備としても包含されている（＝障害者虐待防止法第31条で規定する「間接的防止措置」にも重なっている）ということができる。
- ・このことは、「医療法」や「患者の権利に関するWMA リスボン宣言」における患者の権利擁護に加え、「精神保健福祉法」、「精神保健福祉法施行規則」及び「精神保健福祉法第37条第1項の規定に基づく厚生大臣が定める処遇の基準 厚生大臣告示」等の規定にもとづく入院患者の適正な処遇の確保に関する考え方が根底にあると考える。

学校・保育所等・医療機関における 障害者に対する虐待防止措置の取組参考例

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に求められる障害者虐待防止

学校、保育所等、医療機関は障害児者も利用することから、障害者虐待防止法第29条、第30条、第31条では、各機関の長に対して、障害者に対する虐待を防止する措置を講ずることが規定されています。

今回、各機関において当該虐待防止措置を実施する際に参考となる取組例をまとめました。

学校、保育所等、医療機関及び自治体の所管部署は、3～5ページの取組例を参考に、障害者虐待防止の取組を推進してください。

【 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）） 】

第29条（就学する障害者に対する虐待の防止等）

学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。


第30条（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

保育所等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは同法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第31条（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）


医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

学校における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	学校における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
<p>①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の学校所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に校長や担当教員が参加 各学校で虐待防止に関する研修を実施 いじめやハラスメント防止等に関するパンフレット等の作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に学校所管部署担当者が参加 学校管理職を対象とした定例会議の中で、虐待や体罰禁止等に関する研修の実施 各学校で虐待防止研修を実施する場合の支援（企画、講師派遣、予算措置等） 障害理解促進のための冊子の作成
<p>②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> いじめや虐待等に関する相談窓口の設置と児童、生徒や保護者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署、関係福祉施設等との連携 スクールカウンセラーやハラスメント相談員等の派遣による面接・相談等の実施 特別支援学校職員を活用した巡回相談の実施 他部署と連携した24時間相談ダイヤルの設置 児童・生徒や保護者向けアンケート調査を通じたいじめや虐待等の早期把握
<p>③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> いじめや虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築 事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校でいじめや虐待等の事例を受理した場合の指導・助言（必要に応じて外部有識者等の派遣） 人権啓発チェックシートを通じた、子どもへの接し方の振り返りの促進
<p>④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 体罰防止月間の実施 障害のある児童、生徒等の関係機関、団体等との交流活動 	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談窓口の周知(児童相談所、子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番等) 体罰関連行為ガイドラインの作成、周知 障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供や児童、生徒等、保護者への理解促進


※「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所）において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

保育所等における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	保育所等における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の保育所等所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に園長等が参加 各保育所等で虐待防止に関する研修を実施 人権に関する絵本等の配布 児童虐待防止推進月間にのぼり旗の掲出 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に保育所等所管部署担当者が参加 幼保、公民合同の事例検討会にて、発達に課題を抱える児童への関わり方の質の向上支援 様々な障害を理解し安定した保育が行えるように、運動機能障害や発達障害の理解、インクルージョン保育、ユニバーサルデザインなど、障害児保育に関する研修の実施
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 園内に相談窓口（園長・主任級）を設置、保護者への周知 苦情解決体制との連携、外部委員の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援担当（障害児保育担当）の巡回指導の実施、関係機関と保育所等をつなぐ家庭支援担当との連携 子どもの発達についての専門知識を有する者による巡回相談支援 専用ダイヤルの設置による随時電話相談 保育所利用者アンケートの実施
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> 虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築 事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握、検証、必要な機関への報告、改善の方向性等、担当課も把握し助言等の実施 「保育所における園児への虐待対応マニュアル」にて保育所内の体制などを周知
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> 「人権擁護セルフチェックリスト」の実施による保育士自身の振り返りの実施 保育所職員による市内療育施設への見学 障害のある園児の関係機関、団体等との交流活動 	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談窓口の周知(児童相談所、子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番等) 巡回相談等での保育士、園への支援を通した子どもの育ちの支援環境の整備 各保育施設に人権擁護、虐待防止推進委員を配置

※「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所）において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

医療機関における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	医療機関における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
<p>①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の医療機関所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に管理者等が参加 各医療機関で患者の人権や虐待防止に関する研修を実施 患者の人権に関する掲示物の掲示、広報物等の配布 虐待防止のための職員行動指針の策定、掲示 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に医療機関所管部署担当者が参加 県内全精神科病院への「患者の人権に関する研修」の実施要請 保健所等に新たに配属された職員に対し、措置入院者等の手続や適切な対応についての研修を実施 
<p>②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護に関する相談窓口（医療安全支援センター、保健所、人権擁護委員、みんなの人権110番等）の周知 精神科入院患者への処遇改善請求窓口、人権擁護主幹部局の相談窓口等の周知 職員、患者等に対する通報先の明示 	<ul style="list-style-type: none"> 県内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」の通報窓口の明確化、周知 庁内に設置する医療安全相談窓口にて、医療者からの相談も受付
<p>③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者からの意見箱への意見投書内容について人権擁護委員会による検討、回答の掲示 虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築、マニュアルの作成 事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 実地指導において相談や通報窓口周知の掲示や意見投書への対応状況等の確認 虐待等の事例が発生した場合は必ず報告するよう周知 虐待等の事例を受理した場合の立入調査、医療機関における対応への指導
<p>④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外部委員を擁する人権擁護委員会の設置 病院職員が職場や自分自身の支援内容を振り返る際に活用する自己チェックの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県内全精神科病院への人権擁護委員会の設置要請・自治体が独自に作成した「障がい者対応のガイドブック」を精神科病院に送付、周知

※「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所）において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

障害者虐待防止法 附則

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。